

公共ます設置事業の工事契約移行について

下水道河川局排水指導課にて発注しております「公共ます設置業務」につきましては、下記のとおり令和 9 年度施行分（令和 9 年 3 月頃契約分）から工事請負契約として発注いたします。

I. 工事契約移行時の変更点

工事契約移行後、下記の取扱いについて**現行制度から変更となります。**

現行制度（ます）	主な変更点	工事契約移行後
全て下水道河川局 （排水指導課・経営企画課）	契約事務 担当窓口	入札、契約、契約変更に係る手続きは財政局 （契約管理課）
4 月 1 日～翌年 2 月末	契約期間※1	4 月 1 日～翌年 3 月末
2 社以上	特定共同企業体 の構成員数	2 又は 3 社
工事又は役務の実績	施工実績	工事の実績※2
紙入札	入札方法	電子入札
工事の品目※2 のうち代表する 8 単 価の合計	予定価格※1	工事の品目※3 のうち代表する 1 単価
設定なし	最低制限価格	設定する
開札日の翌日から 3 日後	申請書等 提出期限日	開札日の翌日
提出不要	入札時の内訳書	提出を要する
免除	契約保証金	必要※4（予定総額※5 の 100 分の 10 以上）
手続不要	予定総額の変更	請書が必要
手続不要	部分使用	手続が必要
適用不可	スライド適用	インフレスライド・単品スライド適用可能
業務に支障がない場合は緩和可能	現場代理人 の常駐	代表者：出資金額に応じて緩和可能 構成員：業務に支障がない場合は緩和可能
不要	コリンズ登録	請負金額が 500 万円を超えた時点で登録を要する
部分完了検査の合格と同時	受渡し	全ての工事を契約終了時に一括で実施

※1 契約期間及び予定価格は、**令和 8 年度施行分（令和 8 年 3 月頃契約予定分）から変更いたします。**

※2 役務で発注した「公共ます設置業務」については、当面の間、施工実績として認められるような入札参加資格といたします。

※3 契約単価表における「工事区分・工種・種別・細別・規格」を指します。

※4 単価契約では前払金の支払が不可であるため、前払金保証事業会社による保証は使用不可となります。

※5 契約単価表の金額と、過去の施工実績等から推測される予定数量を用いて算出する、発注時点での予定請負代金を指します。（収入印紙の金額についても当該金額に基づき決定いたします。）

II. その他の取扱い

下記の取扱いについては、工事契約移行後も**現行制度と同様となります。**

取扱い	工事契約移行後
契約方法	単価契約
発注時期	2 月頃
工区数	34 工区
入札参加資格	発注方式：特定共同企業体（2 または 3 社） 工種：下水道 等級：代表者…B 等級 代表者以外の構成員…B 等級または C 等級 所在地：市内 施工実績：工事の実績※2 技術者経験：入札参加資格としての施工経験は求めない （下水道工種の工事における資格は必要） その他：除雪の登録及び実績（構成員のうち 1 者以上）※6
主任技術者の専任	代表者：専任 構成員：出資金額に応じて判断
契約金額	入札価格を基に契約単価表を作成（予定総額も算出）
収入印紙	必要（予定総額を基に金額を決定）※7
着手届・工事工程表	提出を要する
工事の指示	指示書にて設置場所、設置期限等を指示
支払	任意のタイミングで出来高払（部分払）

※6 札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種「道路維持除雪業」の登録があり、かつ、過去 3 年間に発注した道路維持除雪業務又は雪堆積場管理業務のいずれかを 3 年間継続して、元請として（共同企業体による場合を含む。）履行した実績を有していることが条件となります。

※7 収入印紙については、建設工事の請負に係る印紙税の軽減措置の対象となります。

III. 工事契約への移行時期

令和 9 年度施行分（令和 9 年 3 月頃契約分）から工事契約に移行いたします。